【新連載】

最近の民法改正について(1)

施行が迫る債権法の改正①

吉田 修平

弁護士/吉田修平法律事務所

終身借家権の立法、担保執行制度の改正などに関わり、中間省略登記の 代替え手段の考案等、不動産を得意分野とする。また、中央省庁の委員 会委員や各種団体の役員など多方面で活躍。著書に『2016年改正 新し いマンション標準管理規約』(有斐閣)、『最近の不動産の話』(金融財政 事情研究会)、『相続法改正一新しい相続実務の徹底解説―』(青林書院) など多数。

[よしだ・しゅうへい] 吉田修平法律事務所代表弁護士。定期借家権、

第1 法律の学び方(原則と例外)

1 原則と例外とは

(1) 法律はなぜ難しいのか

なぜ、法律を勉強するのは難しいのでしょう。その一つの答えとして、法律には必ず原則と例外があるからと言えるのではないかと思います。つまり、法律で、原則として「何々としなければならない」、または「何々としてはならない」と定められていても、必ず例外として、「ただし、何々の場合はこの限りではない」と付けられてしまうということです。

また、場合によってはその例外の中にも、原則的な 例外だけでなく、さらに例外的な例外という形で例外 が続いていくことも考えられます。

(2) 原則と例外が発生する理由

なぜこのような事態が生ずるのかといえば、法律を 作った時から、その後時代が変化し、当初作った時の 条文では対応ができなくなっていくからです。

今回、民法が改正されましたが、改正前の民法は120年近く前の法律です。その後、自動車や飛行機もできれば、壁掛けテレビもでき、人工知能(AI)やスマホ、パソコン等々、科学技術の進歩及び世の中の考え方の変化は目を見張るばかりです。

このような変化に対応するためには、まず、法律の「解釈」によりこれらの時代の変遷に対応することにしますが、そのうちの最も有力な解釈が、裁判官が判決というかたちで行うものです。それを、「判例」と言います。

そして、その判例も多く集積してきて、元の法律自

体が時代の要請に応えられないことになると、立法に より改正を行うということになります。

今回の民法改正でも、解釈や判例等では追いついていけなくなってしまったため、120年分の時代の変化に対応するために、抜本的な立法による改正が行われたのです。

(3) 一般法と特別法

このような経過をたどることは、法律の世界には多くあります。

たとえば、1896年に民法ができた時は、不動産についても賃貸借契約の規定だけで処理されていましたが、その後、借地人の保護のために例外として建物保護法や借地法ができ、借家人の保護を行うための戦時立法として昭和16年に借地法・借家法が改正されて、正当事由制度ができました。さらに、戦後、判例により「自己使用の必要性その他の」とされていた正当事由の拡張的な解釈が行われ、賃借人側の事情も考慮されることとなりました。そして、平成3年の借地借家法の改正により、正当事由が必要とされる借地制度の例外として定期借地権が創設され、平成11年の改正により、正当事由が必要な借家権の例外としての定期借家権が創設されたのです。

例外の2 例外の1 原則

(ex.借地借家法「定期借家権」)

(ex.借地借家法「正当事由」)

(ex.民法「賃貸借」)

法律の中には、原則的な法律と例外的な法律とがあります。前者を原則法あるいは「一般法」と言い、後